

基本手当日額の算出方法(H22.8～H23.7適用)

※離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,000 ～3,949	3,950 ～10,230	10,231 ～11,410	11,411 ～12,290	12,291 ～13,650	13,651 ～14,540	14,541 ～15,010	15,011～			
～29歳	賃金日額 ×0.8		$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 71,530 \times \text{賃金日額}) \div 74,600$		賃金日額 × 0.5		6,145円(上限額)				
30～44							6,825円(上限額)				
45～59							7,505円(上限額)				
60～64							※1欄外に	賃金日額 × 0.45		6,543円(上限額)	
65～							$(-3 \times \text{賃金日額}^2 + 71,530 \times \text{賃金日額}) \div 74,600$		賃金日額 × 0.5		6,145円(上限額)

※1 $(-7 \times \text{賃金日額}^2 + 128,130 \times \text{賃金日額}) \div 125,600 + 0.05 \times \text{賃金日額} + 4,092$ } のいずれか低い方の額

※2 基本手当の最低額 1,600円

基本手当の所定給付日数

①特定受給資格者の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

②一般(特定受給資格者以外)の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日		

③就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日				
45歳以上65歳未満		360日				

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分